

## 2025年合格目標 行政書士受験生向け

「なんとなく」から脱出！

会社法・商法得点 UP 大作戦

～取締役・監査役～

LEC 専任講師 森山和正

### 講師紹介

森山和正

早稲田大学法学部卒。大学3年生の11月に司法書士受験を思い立ち、LEC15ヶ月合格コースを受講し、8ヶ月の学習で大学在学中に司法書士試験に合格。司法書士事務所・司法書士法人勤務を経て、2004年より受験指導を開始。科学的・合理的な学習法で、多くの短期合格者を輩出している。「ケータイ司法書士」は、25万部を突破し、司法書士受験生の必読書となっている。

### 著書

「ケータイ司法書士 I～VI」「森山和正の司法書士 V マジック 1～8」

「司法書士合格六法（監修）」（以上、三省堂）

「司法書士試験解法テクニック 50」「司法書士試験暗記のターゲット 100」

「司法書士試験合格する勉強法 60」「司法書士試験すぐに結果が出る勉強メソッド 55（共著）」（以上、中央経済社）

など多数。

## 1. 取締役・監査役の選任・解任

### <要点パネル 1> 役員等の選任

①**取締役・監査役・会計参与・会計監査人**の選任は、株主総会の普通決議で行う。

★株主総会普通決議⇒議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した議決権の過半数をもって行う。

②**取締役・監査役・会計参与**の選任・解任決議においては、定足数を行使可能議決権の3分の1未満に下すことができない。

⇒**会計監査人**の選任・解任決議においては、定足数の排除も可能

③**取締役**は累積投票で選任することができる

⇒**監査役・会計参与・会計監査人**は累積投票で選任できない

### <要点パネル 2> 役員等の解任

①**取締役・会計参与・会計監査人**の解任は、原則として、株主総会の普通決議で行う。

⇒例外 **累積投票**で選任された取締役、**監査等委員**である取締役、**監査役**の解任は、株主総会の特別決議で行う

★株主総会の特別決議⇒議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の**3分の2以上**にあたる多数をもって行う

## &lt;要点パネル 3&gt;監査役の選任議案の提出

- ①取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、**監査役**（監査役が2人以上ある場合にあってはその過半数、監査役会設置会社では**監査役会**）の同意を得なければならない。
- ②**監査役**（監査役会設置会社では**監査役会**）は、取締役に対して、監査役の選任を株主総会の議題とすること、特定の者を監査役の候補者とする旨の議案を**株主総会に提出**することを**請求**することができる

## &lt;要点パネル 4&gt;監査役の選任解任についての意見

- ①**監査役**は、**選任・解任・辞任**について、意見を述べることができる。
- ②**監査役を辞任**した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

## 2 取締役・監査役の資格等

<要点パネル5>取締役・監査役の欠格事由	
以下の者は、取締役・監査役になることができない	
①法人	
②会社法・一般法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）に違反し、または会社法関連の法律による <u>罪を犯し</u> 、 <u>刑に処せられ</u> 、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から <u>2年を経過しない者</u>	
③上記②の法律の規定以外の法令の規定に違反し、 <u>禁錮（拘禁刑）以上</u> の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）	

	会社法関連の罪を犯した場合	その他の罪を犯した場合
欠格事由となる刑の種類	すべての刑	禁錮（拘禁刑）以上の刑
執行猶予中の者	欠格事由	欠格事由でない
刑の終了・失効後の扱い	2年を経過するまで 欠格事由	即時に欠格事由でなくなる

<要点パネル6>監査役の兼任禁止	
監査役は、 <u>当該会社の取締役</u> ・ <u>支配人</u> その他の使用人、 <u>子会社の取締役</u> ・ <u>支配人</u> その他の使用人・会計参与（会計参与が法人である場合にはその職務を行うべき社員）・執行役を兼ねることができない	

### 3 取締役・監査役の任期

#### <要点パネル 7>取締役の任期

##### ①【原 則】(委員会型の会社を除く)

取締役の任期は、原則として、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

##### ②【短 縮】

取締役の任期は、**定款または株主総会の決議**で短縮することができる。

##### ③【伸 長】

**非公開会社** (委員会型の会社は除く)においては、取締役の任期を、**定款**によって、選任後 10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。

## &lt;要点パネル 8&gt;監査役の任期

## ①【原 則】

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

## ②【短 縮】

監査役の任期は、原則として短縮することはできない。

ただし、**定款**によって、任期の満了前に退任した監査役の**補欠として**選任された監査役の任期を、退任した監査役の任期の満了する時までとすることができる。

## ③【伸 長】

**非公開会社**においては、**定款**によって、監査役の任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。

#### 4 社外取締役・社外監査役

##### <要点パネル 9>社外取締役

以下の会社においては、社外取締役の選任が必要となる。

###### ①監査等委員会設置会社

監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数が社外取締役でなければならぬ。

###### ②指名委員会等設置会社

各委員会の委員の過半数が、社外取締役でなければならない。

###### ③特別取締役による議決の定めがある会社

取締役のうち、1人以上が社外取締役でなければならない。

###### ④公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であって、有価証券報告書提出会社である会社

取締役のうち1人以上が社外取締役でなければならない。

##### <要点パネル 10>

社外監査役を置かなければならないのは、**監査役会設置会社**のみである。監査役会設置会社は、監査役が3人以上で、そのうち半数以上が社外監査役でなければならない。

## 5 取締役会

### <要点パネル 11>取締役会

#### ①権限

取締役会の権限は、業務執行の決定権限と取締役の職務執行の監督権限である

#### ②出席権

##### ・取締役

- ・監査役設置会社においては、**監査役**にも取締役会の出席義務がある。
- ・計算書類を承認する取締役会においては、当該計算書類を作成した**会計参与**に出席義務がある。

#### ③決議

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の**過半数**が出席し（定足数要件）、その**過半数**（可決要件）によって行われる。定足数要件も可決要件も、定款で加重することはできるが、軽減はできない。

取締役会決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

## 6 監査役会

### <要点パネル 12>監査役会

#### ①決議要件

##### 【原 則】

・監査役会の決議は、**監査役の過半数**で行う。

・定足数の定めがない。

★監査役が 5 人いる会社であれば、実際に監査役会に出席しているのが何人であったとしても、5 人の過半数である 3 人が賛成しなければ可決されない。

・決議要件は、定款で加重も軽減もできない。

##### 【例 外】

会計監査人の解任決議及び取締役の責任を一部免除する議案を株主総会に提出すること等への同意に係る決議は、**監査役の全員の一一致**で行われなければならない。

#### ②決議の省略

監査役会は、定款をもってしても、決議を省略することはできない。

## &lt;過去問 de アウトプット&gt;

問題1 社外取締役に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 社外取締役は、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人を兼任することができない。
- 2 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の過半数は、社外取締役でなければならない。
- 3 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社は、1名以上の社外取締役を選任しなければならない。
- 4 株式会社が特別取締役を選定する場合には、当該株式会社は、特別取締役による議決の定めがある旨、選定された特別取締役の氏名および当該株式会社の取締役のうち社外取締役であるものについては社外取締役である旨を登記しなければならない。
- 5 株式会社は、社外取締役の当該株式会社に対する責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、当該社外取締役が負う責任の限度額をあらかじめ定める旨の契約を締結することができる旨を定款で定めることができる。

(本試験 2018年問 39)

### 正解3

1 正 そのとおり。社外取締役となるには、株式会社の取締役であつて、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人でないことが必要である（2条15号イ）。

2 正 そのとおり。監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならぬ（331条6項）。

3 誤 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大手会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない（327条の2）。

4 正 そのとおり。株式会社が特別取締役を選定する場合には、当該株式会社は、①特別取締役による議決の定めがある旨、②特別取締役の氏名、③取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない（911条3項21号）。

5 正 そのとおり。株式会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役または会計監査人（これらを「非業務執行取締役等」という。）の当該株式会社に対する責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる（427条1項）。社外取締役は、業務執行取締役等ではない（2条15号イ参照）から、ここにいう取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）に含まれる。

問題2 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社を除く。）の取締役会に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。なお、定款または取締役会において別段の定めはないものとする。

- ア 取締役会は、代表取締役がこれを招集しなければならない。
  - イ 取締役会を招集する場合には、取締役会の日の1週間前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役および各監査役）に対して、取締役会の目的である事項および議案を示して、招集の通知を発しなければならない。
  - ウ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - エ 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
  - オ 取締役会の決議に参加した取締役であって、取締役会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 1 ア・イ
  - 2 ア・オ
  - 3 イ・ウ
  - 4 ウ・エ
  - 5 エ・オ

（本試験2019年問題39）

### 正解 1

ア 誤 取締役会は、各取締役が招集する（366 条 1 項本文）。ただし、取締役会を招集する取締役を定款または取締役会で定めたときは、その取締役が招集する（366 条 1 項ただし書）。

イ 誤 取締役会を招集する者は、取締役会の日の 1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役および各監査役）に対してその通知を発しなければならない（368 条 1 項）。この通知について、取締役会の目的である事項および議案を示すことを要するものとする規定はない。

ウ 正 そのとおり。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う（369 条 1 項）。

エ 正 そのとおり。取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない（369 条 2 項）。

オ 正 そのとおり。取締役会の決議に参加した取締役であって、取締役会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（369 条 5 項）。

以上より、誤っているものはア・イであり、正解は 1 である。

問題 3 種類株式発行会社ではない取締役会設置会社で、複数の監査役が選任されている監査役設置会社の監査役の選任および解任に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。なお、定款には別段の定めがないものとする。

- 1 監査役を選任するには、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行わなければならない。
- 2 代表取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役全員の同意を得なければならない。
- 3 監査役は、取締役に対して、監査役の選任を株主総会の目的とすること、または監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 4 監査役を解任するには、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。
- 5 監査役は、株主総会に当該監査役の解任議案が提出された場合のほか、他の監査役の解任議案が提出された場合も、株主総会において、当該解任について意見を述べることができる。

(本試験 2015 年問 39)

## 正解 2

1 正 そのとおり。監査役を選任するためには、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合は、その割合以上）を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）の決議をもって行わなければならない（341条）。

2 誤 代表取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が2人以上ある場合は、その過半数）の同意を得なければならない（343条1項）。

3 正 そのとおり。監査役は、取締役に対して、監査役の選任を株主総会の目的とすること、または監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる（343条2項）。

4 正 そのとおり。監査役を解任するには、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合は、その割合以上）を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）に当たる多数の決議をもって行わなければならない（339条1項、309条2項7号）。

5 正 そのとおり。監査役は、株主総会に当該監査役または他の監査役の解任議案が提出された場合、株主総会において、当該解任について意見を述べることができる（345条4項、1項）。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。